

(仮称)伊丹市安全・安心見守りカメラについて



安全・安心見守り
キャラクターアッチャン

伊丹市都市交通部交通政策室都市安全企画課

全国最大規模！市の設置により市内全域をカバー！！

背景

● 犯罪等の発生（平成26年）

- 不審者情報 65件 引ったくり件数 55件
- 放火件数 16件（出火原因第1位）
- 自転車事故件数 442件



● 自然災害の発生（平成26年）

- 台風・豪雨等による水害で冠水（8月～9月）



行政による防犯カメラ設置の必要性

1,000台の「（仮称）安全・安心見守りカメラ」を設置

目 的

◇ セキュリティの高いまちづくりを進めるため

(1) 犯罪の抑止

見守りカメラの設置を明示することによって、
犯罪への抑止力が働きます。

安全・安心見守りカメラ
作 動 中
伊丹市 TEL:783-1234

(2) 事件・事故(交通事故含む)の早期解決

見守りカメラの画像を活用して、
警察による事件・事故の早期解決に協力します。



(3) 災害対策及び検証

自然災害による市内の被災状況等を迅速に把握し、対応します。
また、その被災状況を検証し、
将来の災害対策に活かします。



用 途

◇ 撮影された画像は、法令等に基づく場合や条例による場合に利用します。

- ・ 裁判官が発する令状
- ・ 捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）
- ・ 弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 伊丹市が制定する条例



に基づく場合等

地域が抱える諸問題については・・・

- (1) 少年のたむろ
- (2) ごみ問題
- (3) ペットの飼い主マナー問題 など



警察にご相談ください。

事件性があれば、安全・安心見守りカメラの画像等を活用して、捜査されます。

- (1) 落書き
→ 軽犯罪法違反
- (2) ゴミの出し方
→ 廃棄物処理法違反
- (3) ペットの飼い主マナー問題
→ 廃棄物処理法違反

設置場所

◇ 地域からの要望や警察から提案のあった場所

◆ 撮影する場所

不特定多数の人が利用し、または通行する場所や河川等を撮影します。

《例えば・・・》

❖ 道路(小学校の通学路を中心)



❖ 公園・広場



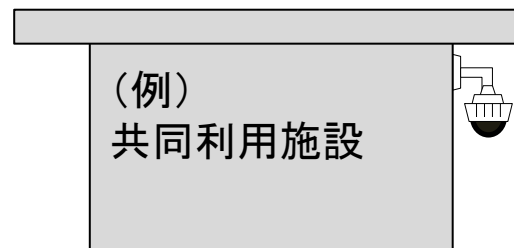
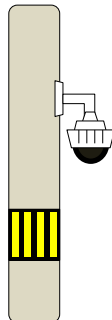
❖ 河川

など



◆ 設置できる場所

電力柱や市の施設など、電源を確保できることが必要となります。



◇ 責任者の設置

市は、安全・安心見守りカメラの画像を適正に取扱うため、責任者を置きます。



◇ 秘密の保持

- ・市は、画像から知り得た情報をみだりに外に漏らし、又は不当な目的のため使用しません。
- ・画像を取り扱う職員が、異動や退職でその職から離れた後も同様とします。

◇ 撮影された画像の取り扱い

- ・1週間程度カメラに保存され、上書きにより自動的に消去します。



万一、カメラが盗まれた場合でも、家庭用の再生装置やパソコンでは見ることができない設定を行います。

スケジュール

6月～

地元説明会

見守りカメラに関する説明会の実施

7月～

地域での意向確認

設置に対する地域の意向確認

8月

モデル地区の決定

モデル地区として3小学校区を選出

モデル地区

14地区

8月～

地域案の作成

設置場所要望の地域による取りまとめ

9月～

設置場所検討会
(ワークショップ)

設置場所の選定及び決定

10月～

周知期間

撮影範囲内の皆様への周知・意向確認

11月

設置場所最終決定

地域と市で最終決定

1月～

設置工事

1月～

2月～

3月～

4月

6月～